

令和8年度採用 技能振興事業推進員（会計年度任用職員）募集案内

1 応募受付期間

令和7年12月9日（火曜日）～令和8年1月9日（金曜日）【必着】

2 募集内容

職名	技能振興事業推進員
採用予定人数	1人
職務の概要	<ol style="list-style-type: none">1 福岡市技能職団体連合会事務局の運営・実務（庶務・経理・広報・会議運営等全般）に関する業務2 パソコンを用いた資料作成、ホームページ更新業務（ワード、エクセル、パワーポイント等を用いた文書作成、表計算、ポスター作成、ワードプレスを用いたホームページ運用等）3 技能振興に係るイベント（小・中・高等学校及びイベントスペース等）開催に関する業務4 その他、技能振興に係る事業の運営に関する業務等
勤務地	福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課 (福岡市博多区博多駅前二丁目9番28号 福岡商工会議所ビル2階)
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を4回まで行うことがあります。65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することとなります。
受験資格	<ol style="list-style-type: none">1 次の要件を全て満たす人<ol style="list-style-type: none">(1) 令和8年4月1日から採用に応じられ、任用期間を通じて職務に従事できる人(2) 基本的なパソコン業務が不自由なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント等）(3) 業務の都合上、所属長が指示する範囲で、休日の勤務が可能であること(4) 技能振興に係る事業の運営にあたり、関係事業者等と円滑なコミュニケーションがとれること2 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人 【地方公務員法第16条（抄）】

	<p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p> <p>(2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p> <p>※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>3　日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人</p>
--	--

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

	一次試験	二次試験
日時・会場	応募書類をもとに書類選考審査を行い、一次試験合格者を決定します。	令和8年1月30日（金曜日） ※場所・日時等の詳細は一次試験合格者に通知します。
		パソコン実技試験・面接試験
合格発表	一次試験の結果及び二次試験のご案内※は、令和8年1月19日（月曜日）以降に郵送で通知します。 ※二次試験のご案内は、合格者にのみ送付します	令和8年2月10日（火曜日） 午前9時に福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に結果を文書で通知します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」）に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。
- (3) 令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

勤務日	週5日勤務（月曜日から金曜日） ※ただし、業務の都合上、祝日勤務、勤務日の変更（割り振り）を行うことがあります。
休日	土日祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）
勤務時間・休憩時間	週の勤務時間：27時間30分 1日の勤務時間：原則、午前9時半から午後4時まで 休憩時間：正午から午後1時まで ※ただし、業務の都合上、勤務時間の変更（割り振り）を行うことがあります。
給与	月額184,231円から195,863円（地域手当を含む。）※令和7年度実績 ※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時の任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。
期末手当	年2回（6月、12月） ※年間で給与の2.50月分（令和7年度実績）を在職期間に応じて支給
勤勉手当	年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給 ※年間で給与の2.10月分（令和7年度実績）を在職期間に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月55,000円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などを支給
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、介護保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償する。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・報酬等支給日：毎月20日 (ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月20日) ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更

6 応募方法等

提出書類	<p><u>1 技能振興事業推進員採用試験申込書</u> ※申込書は、福岡市ホームページでダウンロードするほか、福岡市役所1階情報プラザ、福岡市地域産業支援課（福岡商工会議所ビル2階）、各区役所情報コーナー等で配布します。（郵送はいたしません）</p> <p><u>2 返信用封筒</u> 110円切手を貼り、宛先を明記した返信用定型封筒1部（一次選考結果通知に使用します）</p>
受付期間	令和7年12月9日(火曜日)～令和8年1月9日(金曜日)【必着】
提出方法	・郵送または持参（受付時間：午前9時30分から午後5時） ・封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。
提出先	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前二丁目9番28号 (福岡商工会議所ビル2階) 福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課 伝統産業・技能係

7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格発表後1か月間、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 問い合わせ先

福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課伝統産業・技能係

TEL：092-441-3303 FAX：092-441-3211

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前二丁目9番28号（福岡商工会議所2階）